

2025年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第1号	選手登録区分申請書
【説明】	選手の登録区分が「プロ」の場合、またはプロで登録していた選手を「アマチュア」に変更する場合に使用します
【区分登録料】	・プロ選手をアマチュア選手へ区分変更する場合は、区分登録料5,000円(※不課税)を納付します ・プロ選手登録する場合は、契約書写しを提出の上、区分登録料10,000円(※不課税)を納付します(申請は年度ごと)
【提出方法】	本申請書に、所定の様式にて振込明細書を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロードします
書式第3-1号および書式第3-2号	ユニフォーム広告掲示申請書
【説明】	ユニフォームに広告掲示する際に使用します ※2025年度のチーム登録完了後、クラブにて申請される場合はクラブ申請完了後に申請してください。
【チームの手続・注意】	・必ずユニフォーム規程をご確認いただき、掲示可能箇所やサイズをご確認ください。 ・広告掲示に変更がない場合でも、毎年度申請が必要です。 ・申請する際は、 掲示する広告の内容が判別できる写真またはデザインカンプ及び振込明細書をアップロードしてください ・Googleフォームからの申請、ユニフォーム画像、申請料明細書の3点が揃わない場合、JFAへの申請はできません。 ・2025年度よりJFAの承認サイクルが「金曜日締め・翌々木曜日承認」となり、承認までの期間が長くなりますので余裕をもってご申請くださいますようお願いください。 ・急いで承認してほしい等、個別のご要望への対応はできかねます。スケジュールに余裕をもってご申請ください。 ・回答書はJFAよりチームにメールにて送付されます。
【申請料振込先】	埼玉りそな銀行 北浦和支店 普通口座 No.4037283 名義：公益財団法人埼玉県サッカー協会 ※申請料(掲示箇所1ヶ所につき、10,000円+消費税1,000円)
【申請方法】	2025年度からGoogleフォームによる申請へ変更となりました。下記ご確認いただきご申請をお願いいたします。 2025年度ユニフォーム広告掲示申請の手続きについて ※県協会事務所に来所しての申請はできません
書式第6号	国際移籍選手登録申請書
【説明】	前所属が海外チームの選手を、日本国内のチームへ移籍登録する際に使用します
【チームの手続・注意】	海外チームで登録していた選手は、まず国際移籍証明書発行申請書(書式9-2号)を提出してください
【添付書類】	以下の書類を添付し提出すること (1) 国際移籍証明書の写し(移籍元国協会発行のもの) (2) 《外国籍選手※》は、在留カード(両面)、特別永住者証(両面)、住民票、上陸許可証+査証のうち、いずれかの写し
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロードします
書式第7-1号	外国籍選手登録申請書(18歳以上)
【説明】	海外チームでサッカーまたはフットサル選手として登録したことがない18歳以上の外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用します
【添付書類】	外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票(国籍、在留資格の省略不可)、査証と入国許可証のうち、いずれかの写し 帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうち、いずれかの写し
【チームの手続・注意】	外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロードします
書式第7-2号	外国籍選手登録申請書(18歳未満)
【説明】	海外チームでサッカーまたはフットサル選手として登録したことがない18歳未満の外国籍選手を登録する際、または国籍区分を登録/変更する際に使用します
【添付書類】	外国籍選手：在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票(国籍、在留資格の省略不可)のうち、いずれかの写し 帰化選手：戸籍謄本、官報、パスポートのうちいずれかの写し
【チームの手続・注意】	外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-2または宣誓書-3への署名と保護者の同意書が必要
【提出方法】	本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手の KICKOFF申請にアップロードします
書式第7-3号	FIFAによる登録前審査依頼書(18歳未満)
【説明】	FIFA規則の例外(※)が適用されるか否か、登録前の審査をFIFA依頼する際に使用します。 ・選手は、留学期間が1年未満の留学生である ・選手は、留学期間が1年以上の留学生で、1年以内に18歳になる ・選手は、難民である
【添付書類】	FIFAの指定する書類(書面に記載あり)
【チームの手続・注意】	登録前審査となるため、FIFA承認が得られてから、国内登録の手続きに進みます。 FIFAが審査するため、提出いただく書類はFIFAの公用語で作成する必要があります。原本が日本語で作成されている書類は、その対訳も併せてご用意ください。申請をしてから回答を得るまでに2ヶ月程度要する場合があります。
【提出方法】	本依頼書に、全ての提出書類を添えて、 JFA法務管理部宛にメール提出します あて先：info_teamplayer@jfa.or.jp

2025年度 書式説明・注意事項 《サッカー・フットサル共通》

書式第8-1号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能
条件1：出生地が日本である
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している
条件2'：学校教育法第1条校に該当する高等学校または大学を卒業している
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し
(2)在学/卒業証明書
(3)宣誓書-4
※外国籍選手で初登録の場合は、宣誓書-1への署名も必要
- 【提出方法】 本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

書式第8-2号 外国籍選手登録申請書(外国籍扱いしない選手) (18歳未満)

- 【説明】 一定の条件を満たした外国籍選手を「外国籍扱いしない選手」として登録する際に使用します
加盟チームで外国籍選手がサッカーチームの場合は5名、フットサルチームの場合は3名登録されている場合、
以下2つの条件を満たす1名の選手を外国籍扱いしない選手として登録可能
条件1：出生地が日本である
条件2：学校教育法第1条校に該当する小学校または中学校に在学または卒業している
※インターナショナルスクールや朝鮮学校等は学校教育法1条校に含まれない場合がありますので、ご注意ください※
- 【添付書類】 (1)在留カード(両面)、特別永住者証明書(両面)、住民票のうち、いずれかの写し
(2)在学/卒業証明書
(3)宣誓書-4
- 【提出方法】 本申請書に、所定の添付書類を添えて、該当選手のKICKOFF申請にアップロードします

書式第9-1号 国際移籍証明書発行申請書(日本国内から海外チームへの移籍)

- 【説明】 チームに所属する選手が、日本から海外に移籍する場合に使用します
(ただし、実際の発行は移籍先国協会から国際移籍証明書発行依頼が届いてからとなる)
- 【チームの手続・注意】 該当選手の登録抹消申請をすること
移籍する選手本人の同意を取り付けること
申請料：不要
- 【提出方法】 本申請書をJFA法務管理部宛にメール提出します あて先：info_teamplayer@jfa.or.jp

書式第9-2号 国際移籍証明書発行申請書(海外から日本国内チームへの移籍)

- 【説明】 チームが、海外から日本へ移籍する選手を獲得する場合に使用します
(ただし、日本国内チームへの登録手続きは、書式6号を利用すること)
- 【添付書類】 パスポートの顔写真のページの写し
- 【チームの手続・注意】 振込明細書、選手経歴書・契約書(プロの場合)を添付
申請料：10,000円+消費税1,000円
- 【提出方法】 本申請書をJFA法務管理部宛にメール提出します あて先：info_teamplayer@jfa.or.jp

書式第12号 クラブ申請書

- 【説明】 クラブとして認可を受けるために使用します(新規、継続、追加、全て同書式を利用します)
条件：同一都道府県サッカー協会所属の登録チームで構成されていること
同一競技のチームで構成されていること(サッカーとフットサルにまたがる申請は認められない)
異なる年代の複数のチームで構成されていること
統一的な運営組織を持っていること
- 【提出方法】 グーグルフォームに情報を入力して申請してください。
<https://forms.gle/ce6vVUN7fyKSsf578>

登録抹消代行依頼書

- 【説明】 所属選手がチームからの登録抹消を希望しているにも関わらず、チームが手続きを行わない場合に使用します
- 【添付書類】 学生証・保険証・運転免許証・パスポート(未成年選手の場合は保護者のもので代用可)のうち、いずれかの写し
- 【チームの手続・注意】 未成年選手の場合は保護者の署名が必要
- 【提出方法】 本申請書に、所定の添付書類を添えて、都道府県サッカー協会へ提出します
【提出先】メール： info@saitamafa.or.jp
郵送： 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和1-21-18-204 公益財団法人埼玉県サッカー協会